

# 令和6年度人流データ活用による観光統計調査・分析業務 仕様書

## 1 業務の目的

当該業務は、スマートフォンの位置情報による人流データの活用、県全体で利活用の推進、既存の観光統計情報とのデータ連携による分析機能の強化、及び観光庁が定める「人流データによる観光入込客数の把握」に取り組むことを本業務の目的とする。

## 2 契約期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

## 3 業務内容

### (1) 人流データシステムの利活用及びデータ利活用セミナーの開催

#### ① 人流データシステムの利活用

##### (ア) 内容

「観光入込客統計に関する共通基準 調査要領」（令和5年改訂版）にて選択可能となった人流データによる観光入込客数の把握をするため、三重県を訪れた観光客の発地や、来訪地等といったスマートフォンの位置情報による人流データについて、随時データの確認、分析ができるようにすること。

##### (イ) 対象地点数

県内約2,000地点以上。

##### (ウ) 対象地点の選定

県と協議のうえ決定することとする。

##### (エ) 地点データの更新

毎週(月曜日～日曜日)の地点データは遅くとも2週間後の日曜日までにはシステムに反映し、利用者がデータの確認、分析ができるようにすること。

例：令和6年8月5日(月)～8月11日(日)のデータの場合は8月25日(日)までに反映。

##### (オ) 閲覧データ対象期間

選定した地点データに関し2021年1月以降のものは閲覧できるようにすること。

##### (カ) 分析機能

観光客の分析のメニュー（単軸での分析メニュー、例：来訪地分析、発地分析、属性分析、周遊分析等）を少なくとも4つ用意し、かつ約2,000地

点を同時にクロス（複数軸）で分析ができるようにすること。  
システムにて活用できる分析機能及びクロスして分析できるデータについては提案書に記載すること。

(キ)データのダウンロード

各データについて、CSV形式でダウンロードができるようにすること。

(ク)利用開始日及び利用期間

契約締結後1ヶ月以内にシステム利用を開始できるようにすること。なお、期間はシステム利用開始日から本契約が終了する日までとする。

(ケ)市町への対応

A) 追加アカウント付与

県で契約を結んで人流データを使用できるようにした後で、県内で希望のある各市町等（最大県内29市町、県内DMO14団体）が追加でアカウントを取得して、県と同様に分析を行うことが可能にすること。なお、追加アカウント取得に係る費用は別途各市町等に求めるものとし、見積書には参考として別途記載すること。

※県とは追加アカウントを除いた費用にて契約するものとする。

B) 問い合わせ業務

県内市町等からシステムに関する問い合わせを受けた場合は真摯に対応すること。

また、その内容を県に報告すること。なお、問い合わせ業務に係る一切の費用は県にて負担するため、本委託業務の見積書に含めること。

② データ利活用セミナーの開催

(ア)内容

システム利用者が自ら人流データを分析し、その他観光統計情報と掛け合わせて観光施策を立案できるようなセミナーを開催すること。なお、セミナーのアジェンダ(案)は提案書に記載すること。

(イ)事前準備

- ・セミナーの開催案内、募集を行うこと。
- ・操作マニュアルを作成し、遅くともセミナー実施日の2週間ほど前までに全ての受講対象者(後述)に共有すること。なお、受講対象者リストは県から事前に提供するものとする。

(ウ)開催回数及び時期

開催回数は1回。

(エ)受講対象者

三重県、三重県内全市町観光統計担当者及びDMO担当者等

(オ)開催形式

対面及びオンライン開催の併用で行うこととし、セミナーに係る一切の準備、運營業務を行うこと。ただし、対面での開催会場確保のみ県が県庁周辺の会議室を確保する。

(カ)その他

- ・セミナーの講師は対面にて参加すること。
- ・セミナーは録画し、当日使用した資料とともに後日全受講対象者に共有すること。
- ・セミナーには今後利用を検討する市町等にも開催案内の周知を行うこと。

(2) データ連携に係る手法の提案

人流データと既存の観光統計や観光情報を連携させ、効果的にデータ分析できる手法を提案すること。

(3) 人流データによる観光入込客数の把握

「観光入込客統計に関する共通基準 調査要領」(令和5年改訂版)より選択可能となった人流データによる観光入込客数の把握について、精緻なデータ取得の方法について提案すること。また、県から取組にあたり相談があった時は応じること。

#### 4 納入成果物

納入すべき成果物は以下のとおり。

納入を求める成果物	形式	納入の期日
完了報告書	A4版 (Word、PDFファイル)	令和7年3月24日(月)
データ連携に係る提案書	電子媒体 (Power Point、PDFファイル)	令和7年3月24日(月)
人流データを用いた観光入込客数の推計調査の導入に係る提案書	電子媒体 (Power Point、PDFファイル)	令和7年3月24日(月)

## 5 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 県に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (9) 受託者が（8）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 障がい理由とする差別解消の推進  
受託者は、業務を実施するにあたり、障がい理由とする差別の解消の推進に関する

法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。